

第2 感染症の発生予防のための施策

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防のための施策については、事前対応型行政の構築を中心として、具体的な感染症対策を企画、立案、実施および評価していくことが重要となります。
- (2) 感染症の発生予防のために日常行われるべき施策については、感染症発生動向調査を中心として、平時における食品衛生対策、環境衛生対策等が重要であり、これらの対策の推進に当たっては、関係機関および関係団体と十分な連携を図りながら、適切に対応することが必要となります。
- (3) 予防接種による予防が可能でワクチンの有効性および安全性が確認されている感染症については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要となります。本市は、医師会等と十分な連携を図りながら、個別接種の推進等対象者が予防接種をより安心して受けられるような環境の整備に努めます。また、道および本市は、予防接種を希望する者に対し、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供します。

このほか、予防接種の実施内容によっては、道と連携し、広域的な調整など、円滑な接種に向けた取組を進めることが重要となります。

2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症発生動向調査は、感染症の予防のための施策を推進するうえで、最も基本的な事項であり、本市は、その調査を適切に実施します。
- (2) 感染症に関する情報の収集・分析および公表については、全国一律の基準および体系で進めていくことが不可欠であり、本市は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等の協力を得ながら、その調査を適切に進めます。
- (3) 本市は、法第12条に規定する医師の届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討や、感染症サーベイランスシステムを活用した迅速かつ効果的な情報収集・分析の方策についての検討を推進します。
- (4) 函館市長（以下「市長」という。）は、法第13条に規定する獣医師の届出を受けた場合、当該届出に係る動物またはその死体が感染症を人に感

染させることを防止するため、速やかに第3の5に定める積極的疫学調査およびその他必要な措置を講じます。この場合においては、市立保健函館所、衛生試験所、北海道立衛生研究所および動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携します。

- (5) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるとともに、感染症の発生予防およびまん延防止のために極めて重要な意義を有します。このため、本市は、北海道立衛生研究所等と連携して、病原体に関する情報が統一的に収集・分析および公表される体制を構築するとともに、患者や病原体に関する情報を全国一律の基準および体系で一元的に収集・分析等を行う感染症発生動向調査体制を構築します。

3 食品衛生対策との連携

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防には、感染症対策部門と食品衛生部門の役割分担と連携が重要であり、本市は、食品の検査および監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となり対応します。

4 環境衛生対策との連携

- (1) 平時における水や空調設備、ねずみ族および昆虫等を介する感染症の発生予防対策に当たっては、本市の感染症対策部門と環境衛生部門とが連携を図り、感染症を媒介するねずみ族および昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除ならびに防鼠および防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、関連業種への指導等を行います。
- (2) 平時における感染症媒介昆虫等の駆除ならびに防鼠および防虫については、地域の実情に応じ適切に実施します。また、駆除に当たっては、過剰な消毒および駆除とならないよう配慮します。

5 市立函館保健所および衛生試験所の役割分担等

- (1) 市立函館保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症の発生予防に当たるとともに、感染症に関する情報の把握をはじめとする感染症の発生予防対策について、医師会および医療機関等と十分連携を図ります。

- (2) 衛生試験所は、感染症の技術的かつ専門的な機関として、市立函館保健所と連携の下に、関係機関に対して迅速かつ的確な病原体に関する情報を提供できるよう、検査機能の強化等を進めます。

6 関係機関および関係団体との連携

感染症の発生予防対策を効果的かつ効率的に進めていくため、道および本市は、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門のほか、学校、企業等の関係機関と緊密な連携を図ります。また、連携協議会への参画等を通じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等や高齢者施設等の関係団体等と連携を図ることに加えて、広域での対応に備え、国、道、および検疫所との連携体制をあらかじめ構築します。